

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

- 1 件 名
藻岩浄水場No.2・3沈澱池フロキュレータ設備整備修繕
- 2 業 者 名
水ingエンジニアリング株式会社 北海道支店
- 3 特定理由
本修繕の対象機器であるフロキュレータ設備は、凝集剤を注入した原水中に良質なフロックを形成するために原水を緩やかに攪拌するための設備であり、浄水処理に置いて必要不可欠な設備である。
本設備は、株式会社荏原製作所が設計・製造及び納入したものであり、軸受摩耗面の施工方法はメーカー独自技術であるセラミック溶射で施工されており、また各鋳造部品の型についてはメーカーでしか有していないため、他社での整備は不可能である。
上記業者は製造元からその整備を移管され設計に関する情報や技術を共有している唯一の業者であるため、上記業者以外では本修繕を履行することができない。
- 4 根拠規定
地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

※本様式は「札幌市水道局物品・役務契約等事務様式基準の一部改正について（令和6年3月22日 総務課長）」に定められる。

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

1 件名 白川浄水場脱水機設備整備修繕

2 業者名 月島JFEアクアソリューション(株) 札幌支店

3 特定理由

本修繕の対象設備は浄水処理工程で発生するスラッジを加圧脱水処理する設備である。修繕内容は脱水機本体及び付帯設備の分解整備・機器の構成部品の交換、動作状況の確認など総合的な試験調整を行い、設備の機能回復を図るものである。

当該設備は白川浄水場専用に設計・製作したもので、機器の構造及び設備のシステム構成などの設計データを基に、部品の調達・組立、試運転調整などの作業をおこなわなければ機器の機能回復は確保できない。

上記業者は、当該設備の設計・製作を実施した業者であり、他業者では知り得ない本修繕に係る必要なデータを所持している唯一の業者である。以上により、上記業者以外では本修繕を履行することはできない。

4 根拠規定

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

業者特定理由書

下記の理由により業者を特定する。

記

- 1 件名 発寒川取水場 No. 2・3 導水ポンプ整備修繕
- 2 業者名 株式会社 西島製作所 札幌支店
- 3 特定理由
本修繕の対象となる設備は、発寒川取水場から原水を西野浄水場へ送るための設備であり、浄水処理をする上で必要不可欠なものである。
本設備の製作図やクリアランス等の許容範囲はメーカー独自のものです、他社には開示していないことから、製作業者以外では不可能である。
以上の理由により、上記業者を特定することとしたい。
- 4 根拠規定 地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号に該当すると判断されるため。

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

- 1 件名 山鼻取水場中間人孔ゲート整備修繕
- 2 業者名 株式会社 クボタ建設 東京支社
- 3 特定理由 本修繕の対象となる設備は、山鼻取水場に入った原水をポンプ井に流入させるためのものである。
本設備の整備については、弁を動作させるためのバルブコントローラーなどのギヤの歯あたりやトルクスイッチの設定など、そのバルブにあった調整等が必要となるため、製作者以外では不可能である。
本設備は、株式会社 クボタ建設により設計・納入が行われたものであり、整備に必要な技術、資料についてはメーカー独自の仕様や一般に公開していないものが多く、当該メーカーのみが有しているものである。また、本修繕後の試運転や性能確認なども総合的な調整が必要なことから当該メーカー及び代理店以外では行うことができない。
以上の理由から、上記業者を特定する。
- 4 根拠規定
地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

- 1 件名 藻岩浄水場脱水機設備整備修繕
- 2 業者名 月島JFEアクアソリューション株式会社 札幌支店
- 3 特定理由 本修繕の対象となる藻岩浄水場脱水機設備は、浄水処理工程で発生したスラッジを加圧脱水処理するための設備で、産業廃棄物の中間処理施設に当たる大変重要な設備である。
本修繕は、経年劣化した部品の交換及び分解設備を行うことにより、各機器の機能回復を図るものである。
本設備は、月島機械㈱により設計・納入が行われたものであり、整備に必要な技術、資料についてはメーカー独自の仕様や一般に公開していないものが多く、当該メーカーのみが有しているものである。本修繕にて実施する試運転や性能確認などは補機類も含め総合的な調整を要することから施工業者からアフターサービスを移管されている上記業者以外では行うことができない。
以上の理由から、上記業者を特定する。
- 4 根拠規定 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

※本様式は「札幌市水道局物品・役務契約等事務様式基準の一部改正について（令和6年3月22日 総務課長）」に定められる。

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

1 件 名 西野浄水場No. 3～4フロキュレータ設備整備修繕

2 業 者 名 株式会社 水機テクノス 札幌支店

3 特定理由

本修繕の対象機器であるフロキュレータ設備は、凝集剤を注入した原水中に良質なフロックを形成するために原水を緩やかに攪拌するための設備であり、浄水処理に置いて必要不可欠な設備である。

本修繕の履行にあたっては、軸受摩耗面の施工方法など、メーカーである水道機工（株）独自の技術で施工されているため、他社での整備は不可能である。

上記業者は製造元からその整備を移管され設計に関する情報や技術を共有している唯一の業者であるため、上記業者以外では本修繕を履行することができない。

4 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。